

# 目

# 次

	頁
第 95 号議案 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	9
第 96 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	10
第 97 号議案 埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例 .....	11
第 98 号議案 食品衛生に関する条例の一部を改正する条例 .....	12

第九十五号議案

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第九十六号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

9	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号
---	---------------------	-----------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十七年九月二十四日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定したいので、この案を提出するものである。

第九十七号議案

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県環境影響評価条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第十八条第二項の規定による環境影響評価書の提出がなされる対象事業について適用し、その他の対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

平成二十七年九月二十四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

環境影響評価法の一部改正を踏まえ、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染について、埼玉県環境影響評価条例を適用したいので、この案を提出するものである。

第九十八号議案

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「。以下同じ」を削り、同号イ中「いう」の下に「。ただし、容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品（チにおいて「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。）を除く」を加え、同号ロ中「魚介類加工品」の下に「（容器包装に入れられた食品であつて、冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する必要がないもの（以下この号において「容器包装入り常温保存食品」という。）を除く。）」を加え、同号ハ中「食肉製品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ニ中「加工品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ホ中「菓子」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ヘ中「パン」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号トを削り、同号チ中「乾めん」を「容器包装入り常温保存食品」に改め、同号チを同号トとし、同号リ中「弁当類」の下に「（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）」を加え、同号リを同号チとする。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 魚介類行商（魚介類及び第二条第一項第五号ロに掲げる食品の行商をいう。）
- 二 食料品行商（第二条第一項第五号イ、ハ及びホからチまでに掲げる食品の行商をいう。）
- 三 豆腐行商（第二条第一項第五号ニに掲げる食品の行商をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第三条第一項各号に掲げる行商のいずれかについて許可を受けている者は、当該許可を受けて行う行商が改正後の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条第一項各号の規定による許可を必要とするものである場合においては、改正前の条例第三条第一項各号の規定による当該許可の有効期間が満了するまでの間、改正前の条例第三条第一項第一号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第一号の行商について、改正前の条例第三条第一項第二号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第二号の

行商について、改正前の条例第三条第一項第三号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第三号の行商について、それぞれ許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十七年九月二十四日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

食品の製造技術及び包装技術の発達により、保存性に優れた食品が製造されている実態に鑑み、営業及び行商の一部について許可を要しないこととしたいので、この案を提出するものである。